

市川市建設工事 余裕期間制度試行に関する Q&A

1 余裕期間制度とは

Q1-1. 余裕期間制度とはどのような制度ですか。

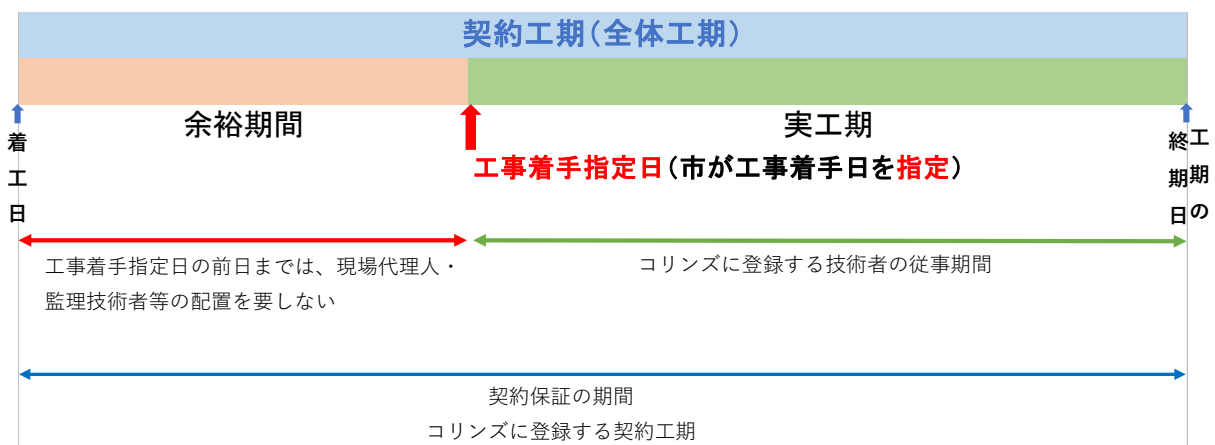
A. 施工時期の平準化に資するため、工事着手前に現場代理人及び建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく技術者（以下、「技術者等」という。）の配置を要せず、かつ、工事を実施するために要する資材及び労働者の確保を行うことができる期間（以下、「余裕期間」という。）を認める制度のことです。

90日を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事着手日もしくは工期の終期を「発注者が指定（＝発注者指定方式）」又は「受注者が選定（＝任意着手方式）」できる制度を試行導入します。

なお、本制度を設定する工事については、「公告文」及び「施工条件の明示」にその旨を記載します。

Q1-2. 発注者指定方式とは。

A. 発注者指定方式は、発注者が余裕期間及び工事着手日を指定する方式です。



<用語の定義>

余裕期間：契約締結日の翌日から工事着手指定日の前日までの期間

実工期：実際に工事を施工するために要する期間（準備工、後片付け工を含む。）

全体工期：余裕期間と実工期をあわせた契約上の工事期間

工事着手（日）：受注者が準備工に着手すること（工事着手する日）

工事着手指定日：発注者指定方式にて発注者が定める工事着手日

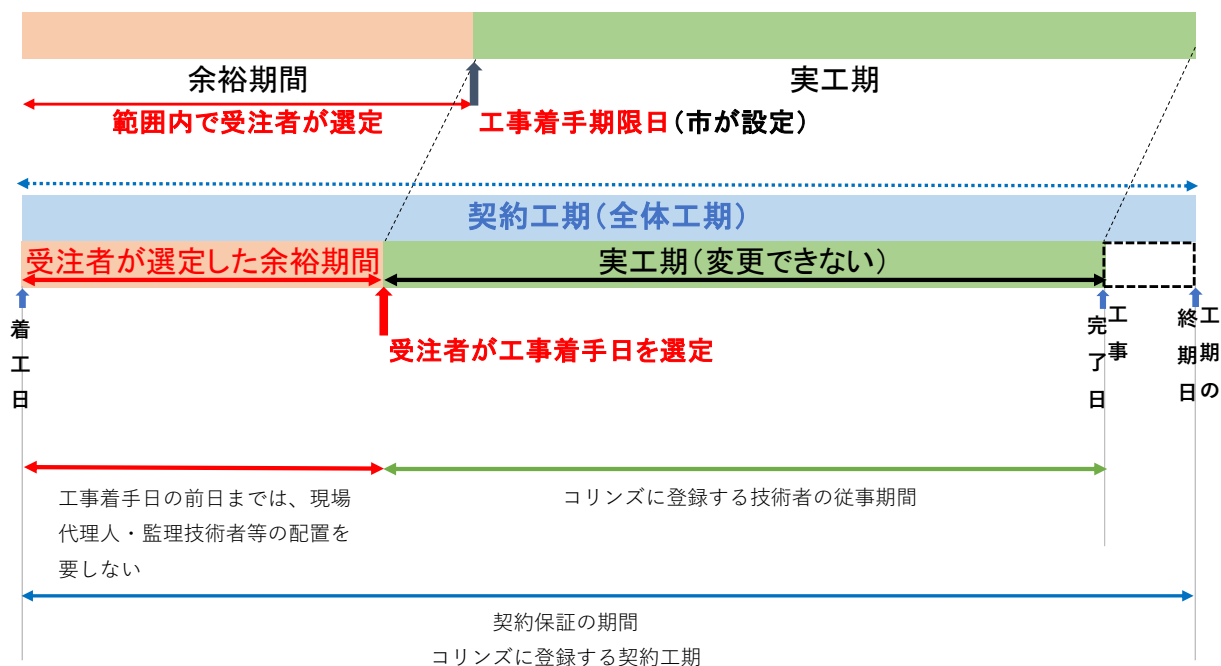
着工日：余裕期間の始期日（契約締結の翌日）

工期の終期日：建設工事請負契約書に記載する工期の最終日（全体工期の終期日）

Q1-3. 任意着手方式とは。

A. 任意着手方式は、発注者があらかじめ余裕期間の終期とすることができる期限の日を定め、受注者が着工日から当該期限の日の翌日までの期間の範囲内で工事着手日を設定する方式です。

ただし、実工期の日数は変更しないものとし、実工期の終期についても、始期を前倒しする日数分を前倒しするものです。



<用語の定義>

余裕期間：契約締結日の翌日から工事着手する日の前日までの期間

実工期：実際に工事を施工するために要する期間（準備工、後片付け工を含む。）

全体工期：市が設定した余裕期間と実工期をあわせた契約上の工事期間

工事着手（日）：受注者が準備工に着手すること（工事着手する日）

工事着手期限日：受注者が工事着手しなければならない期限日

着工日：余裕期間の始期日（契約締結の翌日）

工期の終期日：建設工事請負契約書に記載する工期の最終日（全体工期の終期日）

Q1-4. 余裕期間設定工事で、受注者の都合により余裕期間をとらないことはできますか。

A. 任意着手方式の場合は、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が任意に工事着手日を設定できますので、余裕期間をとらないことも可能です。

Q1-5. 余裕期間の変更は可能でしょうか。

A. 発注者指定方式の場合は、余裕期間の変更はできません。

任意着手方式の場合は、次の①から③の条件を満たす場合に限り、変更することができます。

- ① 「届け出た工事着手日の7日前」又は「変更する工事着手日の7日前」のいずれか先に到達する日までに、工事着手日変更通知書を用いて、工事着手日の変更を市川市（工事発注課に提出）に届け出ること
- ② 前払金の請求を行っていないこと
- ③ 工事着手期限日と、実工期（日数）が守られている範囲であること

Q1-6. 余裕期間に行ってよい作業にはどのようなものがありますか。

A. 余裕期間内は「労働者の確保」や「発注を伴わない資機材等の準備」はできますが、技術者等を配置していないため、配置が必要な工事の施工（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設物の設置等を含む。）は、できません。

<参考例示>

余裕期間内にできる作業	労働者の確保（下請け契約等） 発注を伴わない資機材等の準備 準備行為に当たらない現場の下見 工事看板等の作成 等
余裕期間内にできない作業	現場事務所の設置 工事看板等の設置 資機材の現場への搬入 関係機関・近隣住民等との協議、調整（工事のお知らせ配布含む） 施工計画書の作成 準備工事（除草、伐採、仮設工事、現場測量等） 等

Q1-7. 実工期は変更できますか。

A. 実工期については、変更できません。

2 配置予定技術者について

Q2-1. 現場代理人等の配置はいつ配置すればよいでしょうか。

A. 工事着手日当日に配置をしてください。

工事着手指定日（任意着手方式の場合は、工事着手日）の前日まで（＝余裕期間内）は、技術者等の配置は不要です。

Q2-2. 余裕期間中に技術者等を配置してはいけないのでしょうか。

A. 余裕期間中は、技術者等を配置した上での準備等を行えません。

任意着手方式の場合は、技術者等が配置できる体制が整う時点を工事着手日として、準備等を進めてください。

Q2-3. 専任を要する工事であっても余裕期間内は、他の工事に従事してもよいでしょうか。

A. 余裕期間内は、技術者等の配置は不要ですので、他の工事の従事は可能です。ただし、工事着手日までに、他の工事の検査が完了している必要があります。

Q2-4. 工事实績情報システム（以下、「コリンズ」という。）に登録する技術者等の従事期間はどうすればよいでしょうか。

A. コリンズに登録する技術者等の従事期間は、実工期としてください。

3 契約手続き等について

Q3-1. 契約書などに記載する工期は、どの期間になりますか。

A. 契約書に記載する工期は、全体工期（余裕期間と実工期をあわせた工事期間）です。コリンズに登録する契約工期は全体工期を記載しますが、技術者等の従事期間については実工期を記載してください。

Q3-2. 契約保証の期間は、いつとすればよいでしょうか。

A. 全体工期としてください。

Q3-3. 任意着手方式における工事着手日通知書はいつ提出すればよいでしょうか。

A. 契約締結後7日以内に「工事着手日通知書」を工事発注課に届け出てください。

Q3-4. 前払金の請求はできますか。

A. 前払金は、工事着手日（発注者指定方式においては、工事着手指定日）の10日前以降でなければ請求することができません。

Q3-5. 工事の工程表に余裕期間を記載する必要がありますか。

A. 工程表には余裕期間を明示する必要があります。なお、工事着手日に関わらず、他工事と同様に工程表は契約締結後原則14日以内に提出してください。

Q3-6. 契約時のコリンズの登録はどうすればよいでしょうか。

A. コリンズの登録は、全体工期で登録してください。ただし、技術者等の従事期間は、実工期で登録をしてください。なお、コリンズの登録は、工事着手日に関わらず、他工事と同様に契約後（土曜日、日曜日、祝日等を除く）10日以内に行ってください。